

1. 報 告

- (1) 農地法第3条の3第1項（相続等による取得）の規定による届出について
- (2) 農地転用農地の転用事実に関する回答書について

2. 議 事

- (1) 議案第29号
農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- (2) 議案第30号
農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- (3) 議案第31号
仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について
- (4) その他

第6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 伊 藤 一 彦 参 事 門 脇 益 美
係 長 檜 尾 健

7. 書 記

参 事 門 脇 益 美

8. 議事録署名員

22番 真 崎 純 孝 23番 大 石 知

9. 会議の概要

議 長 ただ今から平成27年第11回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 9月に入ってから天候が不順で日が照らない日が多くなってきておりますが、また台風が2つ来ているようで、そばや稲などが延びてきているところですので今後の天候にも気を回していかないとはいけません。総会終了後には作況調査がありますので、よろしくをお願いします。

議 長 それでは、本日の総会への出席委員は24名。欠席委員は3名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に22番真崎委員、23番大石委員兩名を指名します。会議書記には門脇参事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

伊藤局長 《会務諸報告の朗読及び説明》（9時12分）

議 長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

伊藤局長 報告1。農地法第3条の3第1項の規定（相続等）による届出についてです。8月7日から9月6日までに4名の方々から相続したと届け出があり

受理し通知した旨を報告致します。

樫尾係長 次に報告2。農地転用事業計画変更承認申請書についてです。事業継承者は田沢湖神代地区の〇〇さんです。今回の計画の変更を受ける農地ですが田沢湖神代地区の1筆です。面積は〇〇㎡で平成27年7月に農地法5条の許可が出ておりますが、当初一般住宅を建築する際に汚水槽の設置を計画しておりましたが、建築業者などと相談をした結果、合併処理浄化槽の使用に変更したいとのことです。なお、合併処理浄化槽の使用における排水に関しては、黒倉堰土地改良区より条件を附した上で、同意を頂いております。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

門脇参事 議案第29号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成27年9月7日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

門脇参事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が神代字戸伏地区外1筆。面積が田〇〇㎡ 畑〇〇㎡。移転するのは神奈川県川崎にお住まいの〇〇さん。受けるのは田沢湖神代地区の〇〇さんでございます。利用目的は田及び畑として。売買価格は無償での3条所有権移転です。申請事由は所有者は相続により所有権を取得しましたが、県外に在住しており耕作ができないことから親族の譲受人へ無償による所有権移転を行うことになりました。続いて整理番号2番、農地の所在が田沢湖卒田地区の1筆。面積が〇〇㎡。こちらも無償での3条所有権移転の案件で

す。移転するのは田沢湖梅沢地区の〇〇さん。受けるのは卒田字大石野地区の〇〇さんでございます。利用目的は田。売買価格は無償での3条所有権移転です。申請事由は譲渡人の農地と譲受人の農地は合作地であり、譲受人の能美さんが耕作をおこなっておりましたが、今後を考慮して農地を譲渡することとなりました。以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番については1番高橋委員よりお願いします。

1番高橋 《整理番号1番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号2番については、22番真崎委員よりお願いします。

22番真崎 《整理番号2番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第29号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第29号については許可することに決定します。 (9時32分)

議長 次に、議案第30号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

樫尾係長 議案第30号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成27年9月7日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

樫尾係長 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が角館町上野地区。

登記簿現況共に畑。面積が2筆合計〇〇㎡。所有権移転です。譲渡人は秋田市の〇〇さんです。譲受人が角館町上菅沢地区の〇〇・〇〇さんです。転用目的は一般個人住宅です。転用理由は現在姉妹は別々のアパートに居住しており、今後の生活等を考慮し、申請地の取得を行い、申請地へ一般個人住宅を新築するため。次に整理番号2番、農地の所在が田沢湖神代地区。登記簿現況共に田。面積が2筆、1筆が〇〇㎡、もう1筆が〇〇㎡のうち〇〇㎡、合計転用面積が〇〇㎡。賃貸借です。貸付人は田沢湖神代字戸伏地区の〇〇さん、田沢湖神代地区の〇〇さんです。借受人が大仙市で営業しております〇〇です。転用目的は砂利採取です。〇〇㎡の地番について砂利採取を行い、〇〇㎡のうち〇〇㎡につきましては、表土置き場等に利用します。転用期間につきましては、平成27年10月1日から平成28年9月30日までです。別紙には被害防除計画書及び搬入・搬出路の位置図など載せております。以上です。

議長 説明が終わりました。整理番号1番及び2番につきまして4番佐藤委員よりお願いします。

4番佐藤 報告申し上げます。1番につきまして現地を確認致しましたが、店舗と宅地に挟まれた農地であり、耕作をしていないように見受けられました。隣接者からの同意等もありますので、なんら問題はないと考えております。2番につきましては、以前も一時転用が出され農地の隣接となり、また民家に近いことから、砂利採取により水が濁った際の対応はできるのか確認をしました。立ち会い人〇〇担当者からの説明として速やかに対応する旨の回答があり、濁る可能性がある旨も近隣住宅にも説明しているとの話がありました。転用の申請地へつながる農道については、鉄板の敷設を行い、U字溝についても保護するとのこと。県道への出入

りについても事故の無いようにとも話をしました。このことからなんら問題はないと考えます。説明は以上です。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 無いようですので、議案第30号については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第30号については許可相当とすることに決定します。 (9時46分)

《農林部農山村活性化齋藤主任が入室》

議長 次に、議案第31号、仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定についてを上程します。市農山村活性化担当から説明をお願いします。

齋藤主査 議案第31号、仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について内容の説明をします。最初に資料の訂正をお願い致します。

《資料訂正箇所及び取り下げのあった申請についての説明》

それでは内容につきまして説明致します。今回の除外申請につきましては、除外申請が6件となっております。農地法としての区分及び許可基準につきましては、農業委員会事務局とあらかじめ協議をしております。

除外番号1番 農地の所在については、角館町菌田地区の1筆〇〇㎡のうち〇〇㎡、登記地目は田、申請者は角館町菌田地区の〇〇さん、事業主につきましては、息子の〇〇さんです。農業振興地域からの除外理由につきましては、現在事業主は当該地に隣接する宅地に同居をしておりますが今後手狭となることを考慮し、農業振興地域からの除外を行い、転用申請許可後に一般個人住宅を新築したとのこと。

除外番号2番 農地の所在については、西木町門屋地区の3筆〇〇㎡、

登記地目は田及び畑、申請者は西木町門屋地区の〇〇さん、事業主につきましては、同様です。農業振興地域からの除外理由につきましては、当該地は申請者宅地に隣接しており、昭和32年に建築された農作業用施設が宅地との境界を跨いでおり、今後農作業用施設の拡張を考えていることから農業振興地域からの除外申請となります。

除外番号3番 農地の所在については、西木町門屋地区の1筆〇〇㎡、登記地目は田、申請者は土地所有者であります西木町門屋地区の〇〇さん、事業主につきましては、西木町小淵野地区の〇〇さんです。農業振興地域からの除外理由につきましては、現在事業主は西木町の町営住宅に夫婦と子供と居住しているが手狭となり、今後を考慮し、農業振興地域からの除外を行い、転用申請許可後に一般個人住宅を新築したとのことです。

除外番号4番 農地の所在については、田沢湖神代地区の1筆〇〇㎡、登記地目は田、申請者は土地所有者であります田沢湖神代地区の〇〇さん、事業主につきましては、大仙市で介護事業を経営しております〇〇です。農業振興地域からの除外理由につきましては、田沢湖小松地区でグループホームを運営しているが、入居希望があっても、満室で入居待機の状態が続いており、そのことから今後の経営の規模拡大を考慮し、当該地に転用申請許可後に介護施設の建築を行う。

なお、除外申請地については、農地区分が第1種農地のため、農地転用許可基準では原則不許可となっておりますが、地域の農業の振興に資する施設として、農業者の就業機会の増大に寄与する施設となり、当該施設に雇用されることとなる農業従事者の割合が3割以上である場合においては、不許可の例外に該当すると判断されます。それに合わせ農業従事者の

雇用の確実性を担保するため仙北市と〇〇との間に雇用協定も締結しております。

除外番号5番 農地の所在については、角館町川原地区、1筆〇〇㎡、登記地目畑、申請者は土地所有者であります〇〇さん、事業主につきましても同様です。農業振興地域からの除外理由につきましては、当該地隣接に工場の駐車場があり、駐車場及び堆雪場が不足していることから、農業振興地域からの除外を行い、転用申請許可後に駐車場及び堆雪場を造成したいとのことです。

除外番号6番 農地の所在については、角館町菌田地区、2筆〇〇㎡のうち〇〇㎡、登記地目田、申請者は土地所有者であります〇〇さん、事業主につきましても同様です。農業振興地域からの除外理由につきましては、隣接地を現在資材置き場として利用しているが、手狭であることから、当該地の農業振興地域からの除外を行い、転用申請許可後に資材置き場を造成したいとのことです。

説明は以上となります。

説明が終わりました。除外番号1から6につきましてご意見ご質問等ございましたら。

農業振興地域からの除外手続きについては、随時受付を行っているのか。受付ですが、本来であれば今年の12月で受付を一時中断し、農業振興地域整備計画の見直しを行う予定でありましたが、消費税等の値上がりもあり、喫緊に農地転用を行い、住宅の建築を行いたいなどの要望や申請者の負担の軽減も考慮しまして、今回通常の除外手続きを進めております。

本来の見直しについては、何年に1度の見直しなのか

議長

24番糸井

齋藤主査

議長

齋藤主査 本来であれば5年に1度の見直しを行うこととなっておりますが、秋田県の見直しが本年度予定されており、そちらの内容を反映した見直しを行うことが必要となっております。

24番糸井 除外番号5番についてですが、当該農地の周辺の地権者につきましても今後、除外や転用などの話が出てくるとお考えですので、そちらへの説明をしておきたいと思っております。

議長 他に質問などございませんか。

伊藤局長 若干補足説明をさせていただきます。今回の議案に上がりました農業振興地域整備計画書からの除外につきましては、今後農業委員会・農協・各該当土地改良区などから意見の提出を受け、公告縦覧期間に入ることになっております。公告縦覧期間に入りますと農地転用の申請を受け付けることができますので、今後案件として上程されますので、よろしくお願い致します。

議長 他に質問などございませんか。

『異議無し』の声

議長 無いようですので、議案第31号については意見決定とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第31号については意見決定をし、答申することに決定します。(10時5分)

〈農林部農山村活性化齋藤主任が退室〉

議長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。議会からの報告はありませんか。

5番平岡 〈9月議会の審議内容・平成26年度一般会計・特別会計決算の審査・

補正予算に関する内容など報告〉

議長 共済からの報告はありますか。

10番佐藤 〈本年度の作柄状況・共済組合再編の詳細など報告〉

議長 土地改良区からの報告はありますか。

16番大石 ありません。

議長 農協につきましては欠席になりますので報告はありません。

議長 次に、連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

伊藤局長 〈協議事項 今後の日程について〉

9月11日(金)平成27年度「農業委員会会長・会長職務代理者等研修会」 場所：大仙市「プラザたつみ」13時30分

9月25日(金)農用地利用調整会議 場所：西木総合開発センター「農林研修室」 9時

10月8日(木)第12回農業委員会総会 場所：西木総合開発センター「集会室」

11月2日(月)第59回秋田県農業委員大会 場所：鹿角市「鹿角市文化の杜交流館」

議長 協議事項について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

(閉会)

議長 以上をもちまして平成27年第11回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時28分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成27年 月 日

議 長

署 名 員 2 2 番

署 名 員 2 3 番
